

# 福山市文化財保存活用地域計画

2024年（令和6年）7月

福 山 市

福山市教育委員会

## 例 言

- 1 本計画は、福山市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。
- 2 本計画は、地域総がかりで文化財の保存と活用を推進し、文化財を確実に未来に継承することを目的とするものである。
- 3 本書の発行・編集は、福山市・福山市教育委員会が行った。
- 4 本計画の作成は、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ及び文化資源活用課、広島県教育委員会管理部文化財課、並びに福山市文化財保護審議会から指導を受けた。また、その他関係機関・部局から助言を受けながら行った。
- 5 本文の年号は、明治5年12月2日以前を「和暦（西暦）」、それ以降を「西暦（和暦）」で表記した。
- 6 本計画の作成にあたっては、2022年度（令和4年度）から福山市文化財保存活用地域計画策定検討委員により構成する委員会議を開き、事務局を福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課に置いた。
- 7 本書に掲載した写真の一部は、関係部局・関係機関等の撮影によるものを借用した。
- 8 本書の本文や図表の著作権は発行者に帰属する。
- 9 本計画の作成は、2022年度（令和4年度）・2023年度（令和5年度）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けて行った。また、文化庁が実施した文化財保存活用地域計画の作成のためのアドバイザーの派遣を活用し、有識者から助言を受けて行った。